○会津美里町本郷地域まちなか賑わい創出協議会設置要綱

令和7年3月31日
告示第93号

(設置)

第1条　会津美里町本郷地域の中心市街地の活性化を目的に、会津美里町本郷地域まちなか賑わい創出協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条　協議会は、次に掲げる事項を所管する。

(1)　本郷地域の中心市街地の活性化に関する調査、検討に関すること。

(2)　その他、本郷地域の中心市街地の活性化に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条　協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　商工又は地域振興等関係者

(3)　福祉又は子育て関係者

(4)　会津美里町自治区長連絡協議会推薦者

(5)　公募委員

3　前項第5号の公募委員は、会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例(平成21年会津美里町条例第27号)第2条の「町民」から公募する。

(委員長及び副委員長)

第4条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3　委員長は、会務を総括し委員会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会)

第5条　協議会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の聴取等)

第6条　協議会において、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の報償)

第7条　委員の報償は、1回あたり3,000円とする。

(守秘義務)

第8条　委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条　協議会の庶務は、産業振興課において処理する。

(その他)

第10条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2　この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

会津美里町告示第74号
　会津美里町本郷地域まちなか賑わい創出協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
　　令和８年３月30日
会津美里町長　杉山　純一

会津美里町本郷地域まちなか賑わい創出協議会設置要綱の一部を改正する要綱

　会津美里町本郷地域まちなか賑わい創出協議会設置要綱(令和７年会津美里町告示第93号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第９条　協議会の庶務は、にぎわい創造課において処理する。 附　則 (この要綱の失効) ２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。	(庶務) 第９条　協議会の庶務は、産業振興課において処理する。 附　則 (この要綱の失効) ２　この要綱は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。

附　則
　この要綱は、令和８年３月31日から施行する。